

年が残る。1825年の大帳〔52〕を例に大帳第2冊の構成を示せば次のとおりである。

草帖面 大代面 知代面 長水寺属菴僧戸秩 物故逃亡移居絶戸秩 都已上
上掲のように第2冊には安義県全12面のうち草帖・大代・知代の3面が収録されるが、長水寺属菴僧戸秩はこの3面の戸口記事の次に、各面戸口とは区別される形で記載されているのである⁽⁸⁾。これは1834年、1837年、1882年の大帳でも同様である⁽⁹⁾。

では、長水寺属菴僧戸秩の記載内容を大帳〔52〕によって示してみよう。

長水寺属菴僧戸秩

戸 僧天暹、年陸拾貳甲申、本密陽、父朴云白、祖億丹、外祖金同海、本金海、師僧行正等、壬午戸口相准

戸 僧戒忻、年伍拾陸庚寅、本昌寧、父成云伊、祖達先、外祖宋必伊、本恩津、師僧尚仁等、壬午戸口相准

戸 僧壬平、年陸拾壹乙酉、本慶州、父李守京、祖達尚、外祖金先伊、本安東、師僧頓沉等、壬午戸口相准

戸 僧官千、年伍拾肆壬辰、本竹山、父全命才、祖世恒、外祖宋斗天、本恩津、師僧有罕等、壬午戸口相准

戸 僧戒允、年伍拾柒己丑、本安東、父先中、祖仁介、外祖金性辰、本金海、師僧尚先等、壬午戸口相准

僧戸秩の名称のとおり、戸の形式をとって一戸に一名ずつ僧が記載されている。各戸の記載内容は、まず「僧」と記した後、名・年齢・生年干支・本貫・父姓名・祖名・外祖姓名本貫・師僧名と続いている。ただし、末尾戸僧戒允の父には姓が記されていないようである。

以上の様式は、1825年（道光5年乙酉式、大帳〔64〕）の一式年のみが残る第五冊でも同様である。第五冊には「西下洞面・西上洞面・靈覚寺僧戸秩・物故逃亡移居絶戸秩・都已上・五件都已上」が収録されており⁽¹⁰⁾、こちらも西下洞面・西上洞面とは分けて靈覚寺僧戸秩が置かれている。

靈覚寺僧戸秩

戸 僧戒恰、年肆拾捌、戊戌、本金海、父金昌大、祖辰朱、外祖李時活、本完山、師僧孟右等、壬午戸口相准

戸 僧信俊、年肆拾柒己亥、本金海、父金化中、祖五岑、外祖盧貴太、本豊川、師僧斗里等、壬午戸口相准

戸 僧近活、年肆拾參癸卯、本金海、父玉仁、祖汗平、外祖徐可才、本達城、師僧世沢等、壬午戸口相准

戸 僧察辰、年肆拾肆壬寅、本坡平、父尹得中、祖夫之、外祖李可莫、本慶州、師僧許守等、自首

戸 僧正訓、年參拾壹乙卯、本達城、父徐尚烈、祖太辰、外祖金時命、本錦山、師僧文允等、自首

戸 僧官悦, 年参拾陸庚戌, 本咸陽, 父吳尚旭, 祖春化, 外祖朴太元, 本密陽, 師僧承珀等, 自首

戸 僧近益, 年陸拾丙戌, 本恩津, 父宋丁卜, 祖元文, 外祖鄭辰秋, 本東萊, 師僧璿演等, 自首

上掲のとおり, 載せられる内容も長水寺属菴僧戸秩と大差なく, 7戸7名の僧が記載されている。ただし, 四番目の戸以下は末尾に「自首」と記され, 当該式年に初めて登場したことを示している。

こうした僧戸の数を式年・寺菴別に整理すると表1となる。

学習院大学蔵の安義県戸籍大帳に記載された僧戸はこれがすべてであり, 長水寺属菴僧戸秩及び靈覚寺僧戸秩のほかに僧は記載されていない。また, 第1冊・第3冊・第4冊には僧戸秩は含まれていない⁽¹¹⁾。安義県戸籍大帳が把握する寺菴は長水寺属菴と靈覚寺の二つであり, 僧は寺菴ごとに僧戸という形式で記録されていたのである。

次節では, この長水寺属菴と靈覚寺について検討しておこう。

表1 安義県戸籍大帳記載僧戸数

年次	1825	1834	1837	1882
長水寺属庵	5	4	4	4
靈覚寺	7	—	—	—

2 長水寺属菴と靈覚寺

『新增東国輿地勝覽』(1531年)安陰県仏宇条には長水寺・靈覚寺を含め三つの寺菴があげられている。安陰は安義の古名である。

靈覚寺 在徳裕山

極楽菴 在靈鷲山

長水寺 在智雨山, 寺前有瀑布, 其下有龍湫

これよりやや早い両寺に関する史料として, 金宗直に長水寺のみえる詩があり, 兪好仁の詩に靈覚寺の登場するものがある⁽¹²⁾。両者とも15世紀後半の人であり, 文献の上で長水寺と靈覚寺を確認できるのはこの時期をさかのぼらないようである。

ただし, 後世に伝えられた伝承では両寺ともに創建はより古い。咸陽の士族盧禎(1518～1578年)に「遊長水寺記」という一文がある⁽¹³⁾。彼がみた長水寺僧堂の懸板には, 尚書朴習が精舎を建て, 後に願堂としたのが寺の始まりと記されていたという。朴習は咸陽の人で, 高麗末・朝鮮初の文臣。世宗即位年(1418年)に失脚し斬刑に処せられている⁽¹⁴⁾。

靈覚寺については, 安陰の士族林薫の「靈覚寺重創記」(中宗18年, 1523年)がある⁽¹⁵⁾。靈覚寺の重創にさいして書かれたもので, 文中, 林薫は寺の壁上にあった「旧板誌記」の内容を

紹介している。それによると同寺は「康献大王開運三年丙子」に創建され、高麗太祖のときに更創、さらに正統14年（1449年）に僧円瓊によって重建されたという。「康献大王開運三年丙子」という年紀には錯誤があると考えざるをえないが、寺伝では新羅から高麗初の創建とされていたのであろう⁽¹⁶⁾。その後寺は廃頽していたが、己巳年（1509年）に僧性黙が再建事業を始め、この年（1523年）重創がなつたと林薫は述べている。

18世紀以降の安義の各種邑誌(郡県誌)にも長水寺・靈覺寺は継続して登場するが、1850年代の編纂とみられる『嶺南誌』所收「安義県邑誌」仏宇条では、次のように長水寺の名はあげるものの「今無」としている⁽¹⁷⁾。また、『新增東国輿地勝覽』にあった極楽菴を含むいくつかの菴も「今無」とされている。

靈覺寺 在徳裕山

極楽菴 在白雲山, 今無

長水寺 在智雨山, 今無

隱身菴 在水望嶺, 禪師無学, 麗末避禍隱身於此, 故因名焉

龍湫菴 在龍湫上

松溪菴 在靈鷲菴

靈鷲菴 在介三伐, 今無

1931年に刊行された安義の邑誌『花林誌』によれば、靈覺寺の属菴に「東殿菴・浮屠菴・隠鏡台菴・羅漢堂菴」があり、長水寺の属菴に「龍湫菴・浮屠菴・兜率菴・隱身菴・太祖菴・瑞興菴」があったという⁽¹⁸⁾。したがって、上掲諸菴のうち長水寺に続く隱身菴・龍湫菴は長水寺の属菴なのであろう。安義県戸籍大帳において、靈覺寺は「靈覺寺僧戸秩」であるのに対し、長水寺が「長水寺属菴僧戸秩」と記されているのは、長水寺が何らかの事情で存続しておらず、属菴にのみ僧がいたためかと思われる。

その事情をうかがわせる史料が『日省録』にみえる。

水原留守趙鎮寛啓言、安義県之長水寺、即屬於臣府之分奉常寺、毎年收税以補公用、而昨冬慘罹、回禄勢当自臣府顧念、在前造泡寺、或名山古刹之修葺時、多有空名帖許給之事、今亦依此例、以空名帖二百張、請令廟堂下送本道、以為營造之資。（『日省録』純祖六年丙寅二月十九日丁酉）

純祖6年（1806年）の水原留守からの啓であるが、この時期、安義県の長水寺は水原府の分奉常寺という官司に属して税を納めていた。ところが前年冬に慘罹にあったことから、水原府が長水寺の營造費用に充てるため空名帖二百張を請求するという内容である。水原府との所属・収税関係については後論するとして、19世紀初頭に長水寺は大きな被害を受け、寺の營造が必要とされる状態であったことがうかがえる。空名帖は備辺司の啓によって一百張に減額の上で認められたが⁽¹⁹⁾、その後、同寺の再建にかかわる史料は確認できない。

なお、長水寺と靈覺寺は上掲邑誌にそれぞれ「在智雨山」、「在徳裕山」とあるように、溪谷の奥深く山中に位置した。各種安義邑誌所收の地図や近代以降の地図でもその場所は確認でき

る。長水寺属菴僧戸秩を第2冊に、靈覺寺僧戸秩を第5冊に置いたのは、両寺の所在地によるものとみられる。長水寺は第2冊収録の知代面につながる、靈覺寺は第5冊収録の西上洞面につながる山中にあった。

以上のように、長水寺と靈覺寺は安義の代表的な寺刹であったが、長水寺については19世紀には属菴のみが残る状況となっていたものと思われる。

3 寺・僧の公的負担

ところで、周知のとおり戸籍大帳は民、とくに戸主・男丁の職役記載を重視した。各種役負担のありかたの変容は戸籍にも反映していったが、新式戸籍が登場する19世紀末まで、職役記載が戸籍の重要な要素であったことは間違いない。さきにみた「僧戸秩」各戸冒頭に記された「僧」とは、戸籍大帳上ではあくまで職役としての僧であり、それは僧として一定の公的な負担を負っていることを示す。では、安義県において寺・僧は具体的にどのような負担を課されていたのであろうか。

18世紀後半に編纂された『慶尚道邑誌』所収「安義県邑誌」の軍兵条には、

北漢義僧五名

とある⁽²⁰⁾。「北漢義僧」とは漢城の北方、北漢山城での義僧＝僧兵としての役である。ただし、この義僧も18世紀中葉以降には銭納化しており、『賦役実摺』（1794年頃）安義条、京司上納秩では、

摠戎庁義僧防番銭一百三兩四分

とされている⁽²¹⁾。摠戎庁はこの時期北漢山城を管轄していた軍営であり、義僧防番銭の上納先である。義僧防番銭は19世紀の安義邑誌・事例にも引き続いて現れ、前出の『嶺南誌』所収「安義県邑誌」では「北漢義僧五名代銭上納」（軍額条）、19世紀末の「開国五百四年正月日安義県事例冊」には「義僧防番銭壹百拾兩 摠戎庁」とある⁽²²⁾。

このように安義県では義僧防番銭を摠戎庁に納めていたわけであるが、安義県内でそれがどのように賦課されていたのか、明確に示す史料はない。義僧防番銭は当初全額僧に課されたが、正祖9年（1785年）、その額が過重で弊害が多いとして僧の負担が半減された⁽²³⁾。たとえば19世紀末葉慶尚道星州の事例には次のようにある⁽²⁴⁾。

義僧房番銭一百五十四兩内、七十七兩境内各寺僧徒処分排捧、七十七兩別軍加分耗米每石三兩式防給。

星州に課された義僧房番(防番)銭154兩の半額が境内各寺僧徒に分排・賦課されている。尚州や陝川などでも同様に半額を僧徒負担としており⁽²⁵⁾、おそらく安義でも義僧防番銭の半額は僧から徴収していたのであろう。

義僧防番銭と並ぶ寺・僧の大きな負担に紙役があり、そのほか各種雑役も賦課されていた。『賦役実摺』安義条、本官捧用秩には、

壯紙四十八束・白紙一百二十束・皮紙一百二十束・五味子十二斗・草鞋一百二十部・山麻縄三十六斤，以上僧徒処捧用。

とある。各種の紙，五味子，草鞋，山麻縄が僧徒の負担であった。

前出の安義邑誌『花林誌』にはやや詳しく寺・僧の役がみえる。『花林誌』は1931年の刊ではあるが，伝統邑誌の様式を継承してほとんどが併合前の情報で占められている⁽²⁶⁾。現存していない「旧誌」を増補したもので，その「旧誌」の編纂時期は新增記事等の内容から判断して1880年代とみられる。その倉庫条に次のような記事がある。倉庫条は旧誌を伝えており，条中の「今上戊子洪侯宰県」といった記述から，その内容はさらに英祖代18世紀後半までさかのぼる可能性がある。

補民庫……錢三十兩，長水・靈覺兩寺年例納楮価捧用。右項錢穀収捧，京各司求請及官家所用各様上下。

官庁庫……山果・山茸・山菜雜種等，従所入，兩寺僧人採納。……沈漿燼造，兩寺受本太燼造，三月來納。

工庫……朔紙十束・皮紙二十束・山麻縄五斤・芒鞋二竹等，兩寺每朔例納。

長水・靈覺兩寺の負担としてあげられているのは，楮価，山果・山茸・山菜雜種，燼造，各種紙，山麻縄，芒鞋である。このうち楮価三十兩は京各司への上納用であろう⁽²⁷⁾。山果・山茸・山菜雜種は兩寺僧人が採取して納め，燼造（大豆麴）は県から支給された大豆を材料に現物を納める。工庫に兩寺が毎月納める朔紙・皮紙・山麻縄等も現物納とみられるが，その原材料は安義県から長水・靈覺兩寺に送られていたようである⁽²⁸⁾。他地域では紙の本価を寺に支給して納入させる例や，寺以外から購入する例⁽²⁹⁾，搗碓匠が製紙を担当する例など⁽³⁰⁾，官用の紙の調達にはさまざまな形態があった。とはいえ，地方官衙にとって寺が紙の重要な供給元であったことは間違いないであろう⁽³¹⁾。

また，郷校に対する負担もあった。19世紀初の安義郷校の節目から寺・僧に関するものを拾うと次のとおりである。

- 一 塗排紙二十五束与封余紙五束，靈覺寺担当。
- 一 麻履十件，靈覺寺当納事，又草履十五件。
- 一 朽岩防川，如有頽落，靈覺・長水兩寺來築，自有古規，及時赴役事。

（安義郷校「校規節目」壬戌年(1802年)⁽³²⁾）

靈覺寺が塗排紙・封余紙・麻履・草履を担当し，また靈覺・長水兩寺で郷校近くの防川工事も負担することになっていたようである。

このほかに先にふれた長水寺と水原府との所屬・収税関係もある。前掲純祖6年(1806年)の『日省録』記事では，長水寺は水原府の分奉常寺に屬し税を納めていた。ややさかのぼると，長水寺は正祖17年(1793年)に水原に設置された壯勇營外營の管轄であった。純祖2年(1802年)壯勇營が外營を含め廃止されると，長水寺は水原府へ移管され，水原府が同寺から錢穀二百兩を収税することになったようである⁽³³⁾。朝鮮後期，寺刹が地方官衙からの過重な課役を避

けるため中央の官司・官家に属することがあったが⁽⁵⁴⁾、長水寺もその一例なのかもしれない。

このように長水寺・靈覚寺に課された公的な負担にはさまざまなものがあり⁽⁵⁵⁾、安義県にとって両寺及び僧の把握は重要であったと考えられる。

4 寺・僧記載の特徴

それでは戸籍大帳にもどり、あらためて寺・僧記載の特徴を検討してみよう。

記載様式に関して、第一に指摘できるのは、僧がすべて寺菴ごとの僧戸秩にまとめられているという点である。安義県戸籍大帳では、僧戸以外は面一村一統一戸という編成方式がとられている。19世紀当時でいえば、安義県には12の面があり、面の中には複数の村があった。村内の戸は原則5戸を単位に統にまとめられた。たとえば、大帳[52](1825年)の冒頭は次のように記される。

道光五年正月日 安義県乙酉式戸籍大帳

草帖面道林村第一統首奴 丹

第一戸嘉善大夫行龍驤衛副護軍金貴三……

面・村名に続き、統番号が統首名を付して示されている。統首名は通例第一戸の戸主(戸首・主戸)ないしその仰役奴名であり、上では仰役奴が統首とされている。村が里などほかの名称であることはあるにせよ、こうした様式は17世紀後半以降の戸籍大帳にほぼ共通する。その中で僧のみが面一村一統一戸編成の外に置かれ、僧戸秩として独自に編成されているわけである。

第二に、戸の記載様式が僧戸とそれ以外では異なっている。上掲大帳[52]冒頭第一戸の記載内容を示してみよう。

第一戸嘉善大夫行龍驤衛副護軍金貴三、年捌拾貳甲子、本盆地、父学生鴻彬、祖学生致

福、曾祖学生東詰、外祖学生朴英花、本密陽、妻申氏年柒拾伍辛未、籍平山、父学生善載、祖学生大元、曾祖折衝將軍秀南、外祖学生李東弼、本全州、率子幼学聖玉、年肆拾貳甲辰、婦梁氏、年肆拾貳甲辰、子幼学声淡、年拾捌戊辰、孫子麟述、年拾陸庚午、率女、年拾肆壬申、仰役奴芻丹、年拾壹乙亥等、壬午戸口相准

戸主金貴三以下、妻・子・婦・孫子女・仰役奴が記載されている。年齢と生年干支はすべて記され、加えて戸主については職役・姓・名・本貫・四祖が、妻についても年齢と生年干支・本貫・四祖が記されている。このように戸主とその妻を基本に、子女・奴婢等を記載する形式は各戸に基本的には共通している。

これに対し僧戸秩では、一戸に僧一名のみが記される。再度、大帳[52]長水寺属菴僧戸秩の冒頭戸をあげてみよう。

戸 僧天暹、年陸拾貳甲申、本密陽、父朴云白、祖億丹、外祖金同海、本金海、師僧行

正等、壬午戸口相准

「僧天暹」の「僧」は職役とみなしえ、職役、名、年齢・生年干支、本貫を記載するのは通

常戸と変わりなく、父母両系の祖先を記す点も共通する。しかし、本貫は記載しつつも俗姓は記さず、父の姓によってそれを示す形をとる。また、四祖のうち父・祖父・外祖は記載するが曾祖を欠き、かわりに僧戸に固有な情報として師僧名がみえる。

以上のように安義県戸籍大帳において僧も戸籍登載の対象であり、戸によって把握するという原則は適用された。ただし、寺及び僧は通常の戸口と区別され、独自の形式で把握されていた。戸籍大帳の上では、戸口は大きく僧戸とそれ以外に分けられ、僧はほかの民とは異なる扱いを受けたのである⁽³⁶⁾。

こうした特徴は、戸籍大帳末尾の都已上条においてもみられる。安義県戸籍大帳の各面末尾には「已上」条があつて当該面の戸数・口数をまとめ、各冊末尾の「都已上」条ではその冊の戸数・口数・職役別口数を記している⁽³⁷⁾。

長水寺属菴僧戸秩のある大帳〔52〕を例にとるなら、都已上条での総戸数「時存実戸」は709戸である。草站・大代・知代各面已上条の「時存実戸」はそれぞれ225戸、194戸、290戸で、その合計も709戸となる。したがって、面の外に置かれた長水寺属菴僧戸秩の僧戸5戸は都已上条戸数に含まれていないことになる。同じく都已上条の総口数「時存実人口」は2748口。3面已上条の「時存実人口」はそれぞれ836口、736口、1176口で、その合計も2748口である。都已上条口数も長水寺属菴僧戸秩を含めていない⁽³⁸⁾。すなわち、大帳上で戸口数をまとめるにあたり僧戸は対象とせず、別に扱われていたとみられるのである⁽³⁹⁾。

また、都已上条の最後には職役別の口数が列挙されているが、ここでの僧戸の扱いも興味深い。大帳〔52〕都已上条職役記事では「老職嘉善柒、折衝捌、通政柒……」といった形で57種の職役とその口数が記載されている⁽⁴⁰⁾。その57種の職役名を記載された配列順のまま示せば表2となる。左欄の数字は配列順位である。

配列順1～51には老職嘉善にはじまり私奴まで各種男性の職役が並び、52～54は婦女・良女・私婢と女性があげられ、その後に巫夫・巫女、そして長水寺僧戸が末尾に置か

表2 大帳〔52〕(1825年)の
都已上条記載職役一覧

1	老職嘉善	30	陸軍
2	折衝	31	水軍
3	通政	32	他水軍
4	納嘉善	33	工曹匠保
5	折衝	34	楽工保
6	通政	35	統親兵
7	貢生	36	良余保
8	郎庁	37	束伍
9	駅吏	38	他束伍
10	使令	39	漆保
11	裨将	40	薬保
12	別武士	41	束伍保
13	閑良	42	校保
14	修繕監官	43	院保
15	哨官	44	馬軍
16	旗牌官	45	網巾保
17	選武	46	作領軍官
18	幼学	47	刻手
19	業儒	48	木手
20	校生	49	冶匠
21	院生	50	良人
22	御營軍	51	私奴
23	御營軍保	52	婦女
24	水鉄保	53	良女
25	砲保	54	私婢
26	他砲保	55	巫夫
27	御保	56	巫女
28	他御保	57	長水寺僧戸
29	禁保		

*職役名の前の数字は、配列順位。

れている。長水寺僧戸の戸(口)数は 5 口で、長水寺属菴僧戸秩と一致し、僧戸秩が各面記事の後に配置されていたように、都巳上条でも僧戸は最後にくるのである。

これは僧戸秩のあるほかの大帳でも同様である。大帳 [52] では男性-女性-巫夫・巫女・僧戸という配列順をとっていたが、僧戸秩を含む各大帳の都巳上条職役記事について、女性以下の職役配列を示すと次のとおりである。

- 大帳 [52] 1825 年 ……婦女・良女・私婢・巫夫・巫女・長水寺僧戸
- 大帳 [53] 1834 年 ……婦女・良女・私婢・巫夫・巫女・長水寺僧戸
- 大帳 [54] 1837 年 ……婦女・良女・私婢・巫夫・巫女・長水寺僧戸
- 大帳 [55] 1882 年 ……婦女・良女・私奴・私婢・巫夫・巫女・僧
- 大帳 [64] 1825 年 ……婦女・淑夫人・良女・私婢・巫女・柳器匠男・柳器匠女
・靈覚寺僧戸

大帳 [55] では「僧」と表記されるものの、いずれの大帳でも僧戸・僧が職役の末尾に置かれている。もちろん都巳上条職役記事の配列順がただちに職役の身分的順位を示しているわけではない。しかし、僧戸は巫夫・巫女・柳器匠男・柳器匠女とともにほかの男女職役とは異なる扱いをうけているのであり、それは戸籍大帳における僧の身分的位相を示唆している⁽⁴¹⁾。

最後に各僧戸の記載内容について若干検討してみよう。

表 3 は、各僧の名、本貫、父の姓、及び年次別の僧の移動を各年次の僧の年齢を記して示したものである。僧名は初出の順に並べたので、1825 年は僧戸秩の記載順のままであるが、ほかはやや異なっている。

まず、1825 年の記載順について述べれば、両寺菴ともに年齢順ではなく、これはその後の長水寺属菴でも同様である。あるいは寺内における地位と関連しているのかもしれない。

全体に僧の年齢は高いが、長水寺属菴 1825 年の 5 名中 2 名は 1834 年と 1837 年にも継続してあらわれ、1834 年と 1837 年はまったく同じ僧が記載されている。また 1834 年初出の僧法明は 1882 年まで 3 式年に登場している。「移来移去者多」といわれた僧ではあるが⁽⁴²⁾、ここではいったん入寺すると長期間同じ寺に住む傾向がうかがえる。

本貫はすべての僧に記載されており、父の姓も 2 例をのぞいて載せられている。姓貫は父から子へと父系の血縁により伝えられるもので、11 種の姓貫がみえる。金海金氏、密陽朴氏は複数いるが、いずれも安義県を含めよくみられる姓貫であり、僧戸秩記載の祖先情報からは同じ姓貫をもつ僧の間の親族関係は確認できない。

各僧の姓貫と父・祖・外祖名から、安義県戸籍大帳に登場する僧戸秩以外の人物との親族関係を追跡することも不可能ではない。表 3 に示した 17 名の僧のうち、靈覚寺の 2 ないし 3 名については親族関係にある人物をみいだすことができる。

その一人靈覚寺の僧正訓（本貫達城、父姓徐）は、姉とみられる徐召史が 1825 年西下洞面茶洞村に登場する⁽⁴³⁾。姓氏に召史をつけて記載されており⁽⁴⁴⁾、その夫の職役は水軍、一人記載さ

れている子の職役は砲保で、ともに軍役を賦課されている。

表3 僧の姓貫と年次別年齢

寺・僧名		本貫	父姓	1825年	1834年	1837年	1882年
長水寺 属菴	天暹	密陽	朴	62			
	戒忻*	昌寧	成	56	65	68	
	壬平	慶州	李	61			
	官千	竹山	全	54	63	66	
	戒允	安東	?	57			
	法明	金海	金		41	44	89
	若順	陝川	李		38	41	
	師善	金海	金				50
	錫真	密陽	朴				47
	礼云	居昌	慎				57
靈覺寺	戒恰	金海	金	48			
	信俊	金海	金	47			
	近活	金海	?	43			
	察辰	坡平	尹	44			
	正訓	達城	徐	31			
	官悦	咸陽	吳	36			
	近益	恩津	宋	60			

*戒忻は、1834年と1837年では啓忻と記されている。

靈覺寺僧近益（本貫恩津，父姓宋）は、1825年西下洞面雷田村に兄がみえ⁽⁴⁵⁾，同じ雷田村には甥が3名戸主として登場する。4人とも職役は幼学であり，その妻称はいずれも氏が付されている。四祖の職役もすべて学生と記されている。これだけならば通例の幼学戸であるが，1825年西上洞面五山村には近益の別の兄弟の娘とみられる女性，宋姓があらわれる⁽⁴⁶⁾。姓氏に姓をつけて表記されていることに加え，夫の職役は邑所属の役の一つ副郷所である。両面とも一式年しか大帳が残らないため明確にはいえないが，17世紀の安義の郷案類に宋氏はみえず⁽⁴⁷⁾，少なくとも古くから安義において士族として認められてきた家門であったとは思えない⁽⁴⁸⁾。

また，靈覺寺僧官悦（本貫咸陽，父姓吳）は，上記2例より確度は落ちるが，その父の可能性のある人物が知代面薪田村にみえる⁽⁴⁹⁾。職役は老無役で，妻の姓氏は姓表記である。その子，すなわち官悦の兄弟である可能性のある人物も戸内ないし同じ薪田村にあらわれ，修繕保や保人といった職役をもっている⁽⁵⁰⁾。

以上の例から，まず，安義県に所在する寺の僧と血縁関係にある人物が安義県内に居住している事例があったことを確認できる。その場合，当該僧自身も安義の出身者であった可能性が高いであろう。僧と親族関係にある人物の職役については事例数が少なく傾向性はいいがたいが，幼学から軍役負担層に及び，賤身分の者はいない。また，女性血縁者の姓氏呼称には姓・召史の例があった。少なくとも僧の出身階層の一つに非士族の良身分層があったとはいえよう。

おわりに

ここまで安義県戸籍大帳の寺・僧記載について検討してきた。慶尚道の一地域、しかも 19 世紀に限られる事例ではあるが、その特徴をあらためてまとめてみよう。

まず、安義県戸籍大帳では安義県所在の寺ごとにその僧を記載していた。僧は現住する寺を単位に、その寺が所在する邑の戸籍に載せられていたことになる。国家による戸口把握は僧にも及んでいたのであり、それは寺・僧への各種公的負担の賦課とも関連していたであろう。

次に、僧に対しても戸によって把握するという戸籍の原則は適用され、一戸一僧の形式で記載された。ただし、通常戸口とは異なり僧戸は面一村一統一戸編成の外に置かれ、その記載内容も一部違いがあった。戸籍大帳上の戸には僧戸と僧戸ではない戸があり、おのおの把握方式が異なっていたといえる。さらに都邑上条職役記事では、柳器匠・巫夫・巫女とともにほかの男女職役とは区別されていた。このような相違は、ひとつには妻帯せず寺に居住するという僧独特の性格によるところではあろうが、同時に戸籍大帳上での僧の身分的位相を示すものでもあろう。

1896 年以降、戸籍制度は大きく変容し新式戸籍の時代にはいる。その新式戸籍においては、一般の戸籍とは別に僧と屠漢をおのおのの対象とした僧籍と屠漢籍（屠漢戸籍）が作成された⁽⁵¹⁾。屠漢は歴史的に柳器匠と関係が深い存在である。19 世紀安義県戸籍大帳にみられた僧記載の特徴が新式戸籍ではより明確な形であらわれているのである。ただし、こうした僧の身分的位相については、時期をさかのぼり、より長い歴史的視野から戸籍全体の枠組みを再検討するなかで考察する必要があるだろう。

注

(1) 朝鮮時代の仏教・寺・僧に関する研究は数多いが、さしあたり本稿と関連して次のものをあげておく。李能和『朝鮮仏教通史』（新文館、1918年）、高橋享『李朝仏教』（宝文閣、1929年）、吹田和光「李朝時代に於ける僧軍について」（『仏教史学研究』17-1、1974年）、朴容淑「朝鮮後期 僧役に 대한 考察」（同著『朝鮮後期社会史研究』늘함끼, 1994 年、原載『釜山大論文集』人文社会科学篇 31、1981年）、金甲周「正祖代 南北漢山城 義僧防番錢의 半減」（『素軒南都泳博士華甲紀念 史学論叢』太学社、1984年）、金甲周「朝鮮後期 寺院經濟의 動向—南北漢山城義僧防番錢을 中心으로—」（劉元東博士華甲紀念史学論叢刊行委員会『韓国近代社会經濟史研究』正音文化社、1985年）、金甲周「光武年間の 僧籍에 대한 一考—禮泉郡을 中心으로—」（『何石金昌洙教授華甲紀年史学論叢 歴史学の諸問題』범우사、1992年）、尹用出『朝鮮後期の 僧役制와 雇傭労働』Ⅱ章「17 世紀以後 僧役의 強化와 그 變動」（ソウル大学校出版部、1998 年）、押川信久「朝鮮王朝建国当初における僧徒の動員と統制」（『朝鮮学報』185、2002 年）。

(2) 尹用出前掲『朝鮮後期の 僧役制와 雇傭労働』164 頁。

(3) 押川信久前掲「朝鮮王朝建国当初における僧徒の動員と統制」70 頁。『世宗実録』（二十一年十一月癸丑）には次のようにあり、当時必ずしも受教どおり録籍がおこなわれていなかった状況がうかがえる。議政府啓……辛亥年受教内、中外諸寺居住僧徒録籍、禁其擅便出入。去丙辰年、因凶歉姑聽其任意就食、非罷其録籍之法也。今京外官吏因仍不為考察還本、由是僧徒益肆橫行、作弊甚巨、亦依辛酉年

受教施行。従之。

(4) 『肅宗実録』(元年五月辛未)には次のようにあり、外方では僧徒が入籍されていないこと、ここでいう「籍」が戸籍のことであることがうかがえる。

引見大臣備局諸宰。……(漢城府左尹)尹深曰、頃日(漢城府右尹)尹鑰以僧徒入籍事定奪矣。前日令有田土僧入籍、而外方不為舉行。僧徒如浮水之魚、未知何為而有效。令大臣為事日何如。(領議政許)積曰、為僧之後、棄其父母、如浮雲無定。若令尋其本郷為籍、則不可為之事也。臣問於鑰、鑰曰、只以本某郷住某郷成籍云。而僧之移來移去者多、雖為戸籍、去而之他、則何以禁之。

(5) 安義県戸籍大帳を用いた研究には以下のものがある。山内民博「学習院大学蔵慶尚道安義県戸籍大帳について」(武田幸男編『朝鮮後期の慶尚道における社会動態の研究—学習院大学蔵朝鮮戸籍大帳の基礎的研究(4)—』学習院大学東洋文化研究所、2002年)、山内民博「19世紀慶尚道安義県戸籍大帳에 기재된 柳器匠에 대하여」(『大東文化研究』42、2003年)、山内民博「19世紀朝鮮の巫夫と巫女—慶尚道安義県戸籍大帳の分析から—」(『資料学研究』2号、2005年)。

(6) 山内民博前掲「学習院大学蔵慶尚道安義県戸籍大帳について」30頁、及び『日本所在朝鮮戸籍関係資料解題』(東洋文庫、2004年)197～210頁。

(7) 学習院大学図書館における朝鮮戸籍整理番号。安義県戸籍大帳には[51]～[64]の番号がふられている。

(8) なお、物故逃亡移居絶戸秩は各面ごとに前式年後の物故・逃亡・移居・出嫁等による変化を示したもので、都已上は本大帳収録の戸数・口数・職役別口数をまとめた項目であって、三面戸口記事及び僧戸秩とは性格が異なる。

(9) ただし、大帳[55](1882年)は残簡で、表紙及び前半部が失われ、知代面の一部と長水寺風菴僧戸秩、都已上などが残るのみである。

(10) 五件都已上は当該式年五冊の大帳の戸口数をまとめたものである。

(11) ただし、大帳[62](1846年、古県・北下洞・北上洞面収録)の都已上条職役記事末尾には「靈鷲寺僧無」とある。この大帳からそれほど遠くない時期まで靈鷲寺があり僧がいたのかもしれない。18世紀以降の各種安義邑誌の仏字条に靈鷲菴がみえ、1832年編纂の邑誌(『安義県邑誌』ソウル大学校奎章閣蔵)以降になると同菴はほとんど「今無」と記載されている。

(12) 金宗直(1431～1492年)「閔仲兄与兪克已遊長水寺」『佔畢齋集』卷八、兪好仁(1445～1494年)「登六十峴」『霽谿集』卷六。金宗直は安義の南に接する咸陽郡の守令をつとめたことがあり、兪好仁は咸陽に寓居した(『新增東国輿地勝覽』咸陽郡)。

(13) 盧禎「遊長水寺記」『玉溪集』卷五。

(14) 『世宗実録』即位年十一月壬申。『燃藜室記述』卷三、世宗朝故事本末・姜尚仁之獄。

(15) 林薰「靈鷲寺重創記」『葛川集』卷三。

(16) 康獻は朝鮮太祖の諡号、開運三年は946年、高麗定宗のときであって、干支は丙午である。いずれにせよ高麗太祖のときの更創とは時期があわない。高麗太祖のときに更創されたとするなら新羅の創建という伝承があったのであろう。こうした「旧板誌記」の錯誤は林薰も承知しており、「寺之創、不知肇何代」と述べている。

後の安義の邑誌では「自羅有之」とするものがあり(『嶺南邑誌』所収「安陰邑誌」など)、『朝鮮寺刹史料』(上、朝鮮総督府内務部地方局、1911年)の「靈鷲寺事蹟」では「創始麗朝開運三年丙午」としている。

(17) 東京大学総合図書館阿川文庫蔵。

(18) 『花林誌』([安義郷校内]化雨齋発行)仏字条。『花林誌』は収録各記事の「新增」表記などからみて1880年代に編纂された邑誌をもとに増補したものと推定される。

(19) 『日省録』純祖六年丙寅(1806年)二月二十七日乙巳。

(20) 国会図書館(日本)陸軍文庫蔵。戸口記事は1786年のもので、それからまもなく編纂された邑誌とみられる。

(21) 義僧防番銭については、吹田和光前掲「李朝時代に於ける僧軍について」、金甲周前掲「正祖代南北漢山城 義僧防番銭の半減」、金甲周前掲「朝鮮後期 寺院經濟의 動向—南北漢山城義僧防番銭을 中

心으로」, 朴容淑前掲「朝鮮後期 僧役에 대한 考察」などの研究がある。

(22) 『嶺南邑誌』所収「安義邑誌」(ソウル大学校奎章閣蔵, 韓国学文献研究所編『邑誌』二・慶尚道②[亜細亜文化社, 1982年]収録)。

(23) 金甲周前掲「正祖代 南北漢山城 義僧防番錢의 半減」。義僧防番錢の負担は一般良役より重く, 僧の減少, 寺刹の衰退の要因となっていた。

(24) 「星州牧邑事例冊」禁衛色, 前掲『嶺南邑誌』所収「京山誌」(韓国学文献研究所編『邑誌』三・慶尚道③[亜細亜文化社, 1982年]収録)。

(25) 南漢山城義僧十二名錢二百六十四兩内, 一百三十二兩均斤米加分耗条防納, 一百三十二兩僧徒等当納。(「商山邑例」兵房色, 尙州・1854年, 『韓国地方史資料叢書』事例篇2[驪興出版社, 1987年]収録)。

一僧番錢一百十兩内, 五十五兩僧徒備納, 五十五兩元会穀割給, 十月上納事。(「開国五百三年十二月日 陝川郡邑事例目録」陸軍色次知, 前掲『嶺南邑誌』所収「陝川郡邑誌」, 前掲『邑誌』二・慶尚道②収録)。

(26) 厳密には『花林誌』の原稿本に近い写本の『安義邑誌』も残されており, 『花林誌』と同内容の記事が見える。『安義邑誌』及び『花林誌』編纂経緯については, 山内民博「倭乱記録と顕彰・祭祀 一壬申丁酉倭乱と朝鮮郷村社会一」(『新潟史学』50号, 2003年)13頁を参照されたい。

(27) 『花林誌』京各司求請条には「耆老所……壯紙一東代錢一兩」といった記事が並んでいる。

(28) 同じく『花林誌』倉庫条平質庁によれば「皮楮一千一百斤本錢二十二兩, 生麻一百斤本錢七兩等, 各面書員質納工庫」と, 皮楮・生麻を各面書員が購入して工庫に納めることとされていた。

(29) 慶尚道星州では戸籍の正案壯紙と戸口準給壯紙は双溪寺に本価を給して納入させていたが, 同寺が「僧殘寺敗」という状態に陥り官衙で購入することとした。一方, 戸籍とともに作られる男丁成冊に用いる男丁紙は, 安峰寺・龍起寺僧に引き続き賦課していたようである(前掲「星州牧邑事例冊」戸籍色掌, 山内弘一「李朝後期の戸籍編成について」(武田幸男編『朝鮮後期の慶尚道丹城県における社会動態の研究II』[学習院大学東洋文化研究所, 1997年]9~10頁)。

正案壯紙五百五十束, 每束価八匁式 合錢四百四十兩, 戸口準給壯紙一百二十五束, 每束一兩式, 合錢一百二十五兩……給本価双溪寺所用矣。僧殘寺敗, 不能堪当, 故癸亥為始該色質用。男丁紙二百十束, 每束価二匁五分式, 合錢五十二兩五匁, 安峰寺・龍起寺僧處本価捧。

紙所などが紙を購入していたことを示す例は多いが, たとえば「咸安郡事例冊」紙所条には「五百三十七兩, 官用排期紙価」など各種紙価が計上されている(前掲『嶺南邑誌』所収「咸安郡邑誌」, 『邑誌』三・慶尚道③収録)。

(30) 義城では「一官用紙地搗砧匠十七名担当挙行事」と搗砧匠が官用紙を納入していたようである(「義城県事例」工房色, 前掲『嶺南邑誌』所収「義城県誌」, 『邑誌』三・慶尚道③収録)。

(31) 朝鮮後期の寺僧の製紙とのかかわりについては, 李光麟「李朝後半期の 寺刹製紙業」(『歴史学報』17・18, 1962年)を参照されたい。

(32) 安義郷校蔵。壬戌年を1802年に比定したのは, 同節目に見える郷校任員名と同郷校所蔵『郷校任案』による。安義郷校所蔵資料は韓国学中央研究院で撮影し, そのマイクロフィルムが同院に所蔵されている。なお, 『花林誌』郷校条にもほぼ同内容の節目が載せられている。

(33) 壯勇嘗屯土区処別單……長水寺, 錢穀二百兩……以上, 本是外營所管, 仍属水原府。(『備辺司謄録』純祖二年壬戌九月初二日)。

(34) 李光麟前掲「李朝後半期の 寺刹製紙業」209~212頁。

(35) このほか, 慶尚道清河では宝鏡寺の僧が巫覡とともに祈雨をおこなうよう定められている。「一旱災年祈雨時, 以宝鏡礼法僧・境内巫覡等, 致齋祈禱。」(「清河県邑事例冊」兵房色, 前掲『嶺南邑誌』所収「清河県邑誌」, 『邑誌』二・慶尚道②収録)。

(36) 慶尚道丹城県や彦陽県の戸籍大帳の僧戸では四祖すべてを記して師僧は載せていないが, 寺を通常の面一村一統編成の外に置き, 一戸一僧形式で把握する点は安義と共通しているようである。

(37) なお, 安義県戸籍大帳の場合, 已上条・都已上条の戸数は大帳本文に収録された戸の合計数に近似するが, 口数については収録口数と乖離しており大帳から集計した数値とはみなせない(山内民博前掲

「学習院大学蔵慶尚道安義県戸籍大帳について」33, 42頁)。

(38) 長水寺属菴僧戸秩の戸口が集計上ではいずれかの面に組み込まれていたという可能性も想定はできるが、大帳[52]各面の実際に記載された戸数はそれぞれ225, 196, 290戸と大代面が2戸多いほかは已上条の数値と一致する。戸数については各面已上条が僧戸を含んでいるとは考えにくい。口数については本文記載の口数と已上条口数との乖離が大きく判断しがたい。

(39) 慶尚道玄風県の「玄風県邑事例冊」(前掲『嶺南邑誌』所収「玄風県邑誌」, 『邑誌』三・慶尚道③収録)では、1894年のものとみられる戸口数が次のように僧戸を区別して記されている。

甲午式元戸三千四百八十六戸
元人口一万三千三百六十一口
男五千四百七十二口
女七千八百八十九口
僧戸九戸

(40) 都已上条職役記事には、通例の男性職役のほかに婦女・良女なども現れるが、ここではそうした一種身分的屬性も含め、広く職役という表現を用いる。

(41) 安義県戸籍大帳の巫夫・巫女については山内民博前掲「19世紀朝鮮の巫夫と巫女」、柳器匠については山内民博前掲「19世紀慶尚道安義県戸籍大帳에 기재된 柳器匠에 대하여」で検討している。

(42) (領議政許)積日……僧之移來移去者多, 雖為戸籍, 去而之他, 則何以禁之。(『肅宗實錄』元年五月辛未, 1675年)

(43) 大帳[64]西下洞面茶洞村第17統第2戸。正訓と姓・本貫・父名・祖名・外祖姓・外祖本貫が一致する。四祖の職役はすべて記載されていない。

(44) 安義県戸籍大帳において、妻・母・婦などは姓氏に氏・姓・召史・助はいずれかの称がつけられている。たとえば、徐氏・徐姓・徐召史・徐助などといった形である。妻についていえば、氏表記は夫が幼学であることが多く、姓は軍役負担者妻に広く分布する。召史は軍役負担者妻のほか夫が奴である場合があり、助は表記は柳器匠妻に限られる。このように女性の姓氏表記は身分的性格をもっており、召史は氏・姓よりも低く位置づけられていたと考えられる。詳しくは山内民博前掲「19世紀朝鮮の巫夫と巫女」左18～20頁を参照されたい。

(45) 大帳[64]西下洞面雷田村第38統第3戸。近益と姓・本貫・祖名・外祖姓貫が一致し、父名と外祖名が同音異字で表記されている。名の同音異字表記は戸籍において珍しくはなく、近益の兄弟とみてよい。

(46) 大帳[64]西上洞面五山村第96統第3戸。本貫は恩津で、その祖・曾祖名が近益の父・祖名と一致する。彼女の父名のうち一字は西下洞面雷田村の近益兄の名の一字と音通する。

(47) 安義郷校蔵「郷中座目」, 「旧郷案」。

(48) 西下洞面雷田村にはさらに、近益の兄・甥と本人名・祖先名の一字を共有し、相互に親族関係にある可能性のある恩津宋氏が数名いる。本人の職役はみな幼学であるが、四祖の職役には嘉善大夫・折衝將軍行龍驤衛副護軍といった納職・老職ないし冒称の可能性のある例がみえる。

(49) 大帳[52]知代面薪田村第3統第5戸。大帳[53]の薪田村にもあらわれる。名が官悦の父名と一致し、父名と官悦の祖名とは異なるものの、妻の姓貫は官悦の外祖姓貫と同じで、妻父名も外祖名に近い。安義県戸籍大帳においては同一人物でも式年が異なると祖・曾祖・外祖名が変化することもあり、親族間で祖名や外祖名が一部異なっていることはそう珍しくはない。

(50) 大帳[52]知代面薪田村第2統第3戸, 大帳[53]知代面薪田村第3統第3戸, 第4統第2戸など。

(51) 新式戸籍の僧籍・屠漢籍については、金甲周前掲「光武年間の僧籍에 대한 一考」, 山内民博「日本所在の朝鮮「屠漢」戸籍について」(『資料学研究』1号, 2004年)を参照されたい。